

国債店頭取引清算業務における流動性資金調達方法等の見直しについて

平成26年4月30日

株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が当社に対する債務を履行しない場合又はそのおそれがあると当社が認める場合に、当社は、当該清算参加者（以下「不履行清算参加者」という。）以外の清算参加者に対する支払債務を履行するため、流動性資金を調達する必要がある。 流動性資金調達の実効性を向上させるため、資金調達方法等の見直しを行う。 	
II. 概要		
1. 義務付け調達におけるヘアカット付取引の導入	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、流動性資金の調達において、清算参加者から現金担保付債券貸借取引により所要の資金を調達することを可能としており、清算参加者は、その相手方とならなければならないこととしている（当該調達方法を以下「義務付け調達」という。） 清算参加者は、義務付け調達において、一定のヘアカットを適用した現金担保付債券貸借取引（以下「ヘアカット付取引」という。）の利用を選択できることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘアカット付取引の利用の有無は清算参加者の任意とする。 適用するヘアカットについては、日本銀行の補完貸付制度と同程度のものとする。
2. 決済不履行時の資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者が当社に対する債務を履行しない場合又はそのおそれがあると当社が認める場合に、次に掲げる方法等により得られる金銭を次に定める使用順位に従って使用し、当社の清算参加者に対する債務を履行する。 (第1位) 以下に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者その他の者からの資金の借入れ 清算参加者等を相手方とした現金担保付債券貸借取引 当社からの依頼に基づき現金担保付債券貸借取引の相手方となる旨の契約を 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の使用順位は以下のとおり。 (第1位) 以下に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> 金銭により預託を受けた当初証拠金 清算参加者その他の者からの資金の借入れ 清算参加者等を相手方とした現金

項目	内容	備考
<p>3. 義務付け調達に係る資金調達額の割当方法</p> <p>(1) 資金調達の割当対象となる清算参加者</p> <p>(2) 資金調達必要額の各清算参加者への割当て</p> <p>a. 基礎負担額の算出</p>	<p>あらかじめ締結している清算参加者等を相手方とした当該現金担保付債券貸借取引</p> <p>(第2位) 義務付け調達</p> <p>(第3位) 金銭により預託を受けた当初証拠金</p> <p>・ 当社は、義務付け調達に係る資金調達必要額を、不履行清算参加者以外の全清算参加者に対して、各清算参加者の当初証拠金所要額に応じて割り当てることとする。具体的な割当方法は以下のとおりとする。</p> <p>・ 原則として、不履行清算参加者以外の全清算参加者を割当対象とする。</p> <p>・ 当社は、各清算参加者への資金調達必要額の割当金額を決定するに当たり、清算参加者ごとの基礎負担額を算出する。</p> <p>・ 基礎負担額は、清算参加者の当初証拠金基礎所要額の過去 120 営業日の平均額（以下「平均当初証拠金所要額」という。）に、基礎負担倍率を乗じて算出した額とする。</p>	<p>担保付債券貸借取引</p> <p>・ 当社からの依頼に基づき現金担保付債券貸借取引の相手方となる旨の契約をあらかじめ締結している清算参加者等を相手方とした当該現金担保付債券貸借取引</p> <p>(第2位) 義務付け調達</p> <p>・ 現行の義務付け調達における各清算参加者に対する調達金額の割当ては、各清算参加者の不履行参加者との原取引金額の割合に応じて決定することとしている。</p> <p>・ 資金調達必要額が清算参加者数に 50 億円を乗じた金額未満の場合には、一部の清算参加者のみが割当対象となる。</p> <p>・ 算出された金額が 0 円の場合は 0 円、0 円を超え 50 億円以下の場合は 50 億</p>

項目	内容	備考
<p>b. 資金調達必要額の割当て方法</p> <p>① 資金調達額必要額が基礎負担額の全参加者合計額を上回らない場合</p> <p>② 資金調達必要額が清算参加者の基礎負担額の合計額を上回った場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎負担倍率は、資金調達における基準調達額を、当社が次の b に定める方法により各清算参加者に基礎負担額を上限として割り当てた場合に、割当順位が上位となる清算参加者 20 社の割当金額が均等となるように基礎負担額が定まる倍率をいう。 ・ 当社は、義務付け調達による資金調達が必要となる額（以下「資金調達必要額」という。）が基礎負担額の全参加者合計額を上回らない場合には、資金調達必要額を、各清算参加者の平均当初証拠金所要額の大きい順に、基礎負担額を上限として 50 億円単位で各清算参加者に対して割り当てる。 ・ 当社は、資金調達必要額が清算参加者の基礎負担額の合計額を上回った場合には、資金調達必要額を、各清算参加者の基礎負担額により 1 億円単位で按分して割当てを行う。 	<p>円、50 億円を超える場合は 50 億円単位で切り捨てた額を基礎負担額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達における基準調達額は、清算参加者破綻時の資金調達必要額（最大 1 先の単体又は連結のいずれか大きい方とし、信託口については別計算とする。）の 3 日間最大値の直近 250 営業日の 97.72%に相当する金額から、他の方法により資金調達が想定される額を減じた額を基に当社が定めた額とする。 ・ 具体的な割り当て方法は別紙「資金調達必要額割当イメージ」参照。 ・ 資金調達必要額に 50 億円単位未満の端数が発生する場合には、割当ての順序に基づき当該金額を割り当てる。

項目	内容	備考
c. 基礎負担額及び割当順位見直し III. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎負担額及び割当順位は半年ごとに見直しを行うものとする。 ・ 清算参加者が、清算参加者資格の取得又は喪失により清算参加者数が増減する場合には、当社が定める一定期間経過後に基礎負担額及び割当順位を見直すこととする。 ・ 平成26年6月2日から実施する。 	

以上

資金調達必要額割当イメージ

例 1	資金調達必要額が清算参加者の最低負担金額（50 億円）合計以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達金額は、平均当初証拠金所要額の降順に、50 億円単位で割り当てるため、割当先は 10 社に限定される。 ・ 清算参加者 K に 50 億円未満の端数を割り当てる。
例 2	割当順序下位先が基礎負担額に抵触した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当金額が基礎負担額に到達した清算参加者（h～j）に、追加的な割当ては発生しない。 ・ 資金調達必要額に対して不足部分は、割当順序上位先（A～H）に割り当てる。
例 3	「基準調達額」＝「資金調達必要額の場合」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 社が 750 億円を均等に割り当てることにより、基準調達額（20,400 億円）の調達が可能。
例 4	「資金調達必要額」＝「全清算参加者の基礎負担額の合計」の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての清算参加者に基礎負担額を割り当てる。
例 5	「資金調達必要額」＞「全清算参加者の基礎負担額の合計」の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例 4 の金額（37,400 億円）を超過した場合は、調達必要額に基礎負担額の比率を乗じた金額を 1 億円単位で清算参加者に按分して割当てを行う。

(具体的な割当金額は次ページを参照)

基礎負担倍率

5.1倍

割当金額

(単位:億円)

	清算参加者	平均当初証拠金所要額	平均当初証拠金所要額*5.1	基礎負担額	比率	例1	例2	例3	例4	例5
1	A	1,048	5,347	5,300	14.17%	50	150	750	5,300	5,668
2	B	764	3,899	3,850	10.29%	50	150	750	3,850	4,118
3	C	546	2,782	2,750	7.35%	50	150	750	2,750	2,941
4	D	386	1,970	1,950	5.21%	50	150	750	1,950	2,086
5	E	353	1,800	1,800	4.81%	50	150	750	1,800	1,925
6	F	296	1,510	1,500	4.01%	50	150	750	1,500	1,604
7	G	288	1,467	1,450	3.88%	50	150	750	1,450	1,551
8	H	287	1,462	1,450	3.88%	50	140	750	1,450	1,551
9	J	262	1,338	1,300	3.48%	50	100	750	1,300	1,390
10	K	261	1,330	1,300	3.48%	49	100	750	1,300	1,390
11	L	244	1,243	1,200	3.21%	-	100	750	1,200	1,283
12	M	238	1,214	1,200	3.21%	-	100	750	1,200	1,283
13	N	230	1,174	1,150	3.07%	-	100	750	1,150	1,230
14	O	203	1,033	1,000	2.67%	-	100	750	1,000	1,070
15	P	196	1,000	1,000	2.67%	-	100	750	1,000	1,070
16	Q	164	835	800	2.14%	-	100	750	800	856
17	R	156	796	750	2.01%	-	100	750	750	802
18	S	155	793	750	2.01%	-	100	750	750	802
19	T	151	771	750	2.01%	-	100	750	750	802
20	U	148	753	750	2.01%	-	100	750	750	802
21	V	142	723	700	1.87%	-	100	700	700	749
22	W	124	632	600	1.60%	-	100	600	600	642
23	X	112	570	550	1.47%	-	100	550	550	588
24	Y	99	507	500	1.34%	-	100	500	500	535
25	Z	99	507	500	1.34%	-	100	500	500	535
26	a	99	506	500	1.34%	-	100	500	500	535
27	b	97	495	450	1.20%	-	100	450	450	481
28	c	81	411	400	1.07%	-	100	400	400	428
29	d	68	345	300	0.80%	-	100	300	300	321
30	e	63	322	300	0.80%	-	100	300	300	321
31	f	57	289	250	0.67%	-	100	250	250	267
32	g	31	156	150	0.40%	-	100	150	150	160
33	h	20	101	100	0.27%	-	100	100	100	107
34	i	6	29	50	0.13%	-	50	50	50	53
35	j	2	13	50	0.13%	-	50	50	50	53
	合計	7,475	38,125	37,400	100%	499	3,790	20,400	37,400	40,000